

平成二十四年七月六日受領
答弁第三一八号

内閣衆質一八〇第三一八号

平成二十四年七月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員渡辺義彦君提出衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における西村泰彦警察庁警備局長答弁等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員渡辺義彦君提出衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における西村泰彦警察
庁警備局長答弁等に関する質問に対する答弁書

一の①について

お尋ねの「不当な影響」については、今後の捜査機関の活動において関係者の協力を得ることが困難になるおそれがあること等が挙げられるが、これ以上の詳細については、現在継続中の捜査の具体的内容に関わる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

一の②について

御指摘の答弁は、山本美保氏に係る事案の捜査を行うに当たり、鑑定書の内容について山本美保氏の御家族等の理解を得るため、山本美保氏の御家族等に対する説明の方法等について検討していきたいとの趣旨を述べたものであり、「御家族の希望及び同意が得られるならば、公開する可能性も存在する」ことを述べたものではない。

一の③及び④について

鑑定人が誰であるかや当該鑑定人と山梨県警察とのやり取りの内容を明らかにすることは、今後の捜査

機関の活動に支障が生じるおそれがあること等から、差し控えたい。いずれにせよ、山梨県警察において
は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第四十七条の趣旨等を踏まえて、お尋ねの鑑定書を公
開していないものと承知している。